|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第1号（第6条関係） |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 丸亀市長　宛 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 申請年月日　　年　月　日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 丸亀市大阪圏移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 　丸亀市大阪圏移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。なお、丸亀市が同要綱第3条第2項(2)及び(3)ウの規定に関する調査・納付確認を行うことを承諾します。 |
|  | 1　申請者欄 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ふりがな | 　 | 生年月日 |
|  | 氏名 |  | 　　　　年　　月　　日 |
|  | 住所 | 〒 | 電話番号 | 　 |
|  | メールアドレス | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 2　補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。） |  |  |  |
|  | 世帯区分 | 　 | 単身世帯 | 　 | ２人以上の世帯 |  |
| ２人以上世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 | 左記の家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | 加算要件 |  | 三世代同居 |  | 近居 |  | 自治会加入 |
|  | 移住支援金の種類 |  | 就業（一般） |  | 就業（専門人材） |  | 本事業における関係人口 |  | 起業 |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※ |  |  |  |
|  | 別紙1「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 　 | Ａ 誓約する | 　 | Ｂ 誓約しない |
|  | 別紙2「丸亀市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | 　 | Ａ 同意する | 　 | Ｂ 同意しない |
|  | 申請日から5年以上継続して丸亀市に居住する意思について | 　 | Ａ 意思がある | 　 | Ｂ 意思がない |
|  | (就業・起業の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について | 　 | Ａ 意思がある | 　 | Ｂ 意思がない |
|  | ※　各種確認事項のＢに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。 |
|  | 4　転出元の住所 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 住所 | 〒 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第1号 別紙1（第5条関係）

丸亀市大阪圏移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

1　丸亀市大阪圏移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、丸亀市から求められた場合には、それに応じます。

2　補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

3　以下の場合には、丸亀市大阪圏移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

（1）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（2）補助金の申請日から3年未満に市外に転出した場合：全額

（3）（就業の場合）補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（4）丸亀市大阪圏移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合：全額

（5）補助金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合：半額

様式第1号 別紙2（第5条関係）

丸亀市大阪圏移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

　丸亀市は、丸亀市大阪圏移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。